

## 第5次相生市総合計画（案）に対する意見の募集について

「第5次相生市総合計画（案）」を作成いたしました。

については、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この（案）に対する市民の皆様のご意見を募集いたします。

お寄せいただきました意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、意見に基づき案の修正をしたときは修正内容と理由をあわせて公表いたします。

### 作成の趣旨、目的及び背景

総合計画とは、将来のまちづくりの基本理念や将来像、その将来像を実現するためのまちづくり目標、その目標を実現するための施策などを示すもので、自治体が行っている様々な事業や行事、都市基盤整備などは、この総合計画を基に実施しています。

本市では、平成13年度に相生市新総合計画（第4次）の策定を行い、総合計画に基づきまちづくりを行って参りました。平成22年度で目標年度を迎えるにあたり、平成23年度からの第5次相生市総合計画の基本構想（案）、基本計画（案）がまとまりましたので、これを公表し、皆様からのご意見等をお伺いするパブリックコメントを実施します。

なお、当該計画（案）は一般公募、各種団体から推薦による委員からなる市民会議及び庁内のプロジェクトチームが策定した素案をもとにし、庁内会議等で検討してきたものです。

### 計 画

[第5次相生市総合計画（案） 全文](#) (PDF 6.11MB)

[第1部 序論（案）](#) (PDF 495KB)

[第2部 基本構想（案）](#) (PDF 1.85MB)

第3部 基本計画（案）

[基本計画 体系図](#) (PDF 562KB)

[第1章 健やかな成長と人間力を伸ばせるまち（案）](#) (PDF 1.30MB)

[第2章 みんなが安心して暮らせる絆のあるまち（案）](#) (PDF 1.09MB)

[第3章 市民とともにつくる安全なまち（案）](#) (PDF 936KB)

[第4章 未来を支える産業の活性化と環境にやさしいまち（案）](#) (PDF 1.23MB)

[第5章 自然と共生した快適に定住できるまち（案）](#) (PDF 990KB)

[第6章 まちづくり目標推進のために（案）](#) (PDF 922KB)

### 意見の提出期間

平成22年6月28日（月）から平成22年7月16日（金）

郵送の場合は当日消印有効

## ご意見を提出できる方

- (1) 相生市に住所がある方
- (2) 相生市に事務所又は事業所がある方
- (3) 相生市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 相生市内の学校に在学する方
- (5) 相生市に納税義務がある方
- (6) この計画に利害関係がある方

## 意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。(様式は自由)

氏名及び住所の記載のない場合は受付をいたしませんので、必ず氏名及び住所を忘れずに明記してください。

- (1) 郵便                      〒 6 7 8 - 8 5 8 5  
                                    相生市旭一丁目 1 番 3 号  
                                    相生市 企画管理部 企画財政課
- (2) ファクシミリ            0 7 9 1 - 2 2 - 6 4 3 9
- (3) 電子メール              [kikaku@city.aioi.hyogo.jp](mailto:kikaku@city.aioi.hyogo.jp)

## 案の入手方法

市ホームページ、市の公文書公開コーナー及び企画財政課で閲覧することができます。

## そ の 他

公開は、ご意見の内容のみ行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。

お寄せいただいたご意見に対し直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

## お問い合わせ

〒 6 7 8 - 8 5 8 5 相生市旭一丁目 1 番 3 号  
相生市役所 企画管理部 企画財政課  
電話 0 7 9 1 - 2 3 - 7 1 2 4